

# 津山市債権管理システム構築・保守業務 実施要領

平成29年10月

津山市 財政部 債権管理室

## 1. 趣旨

本市では、平成15年度より運用している現行の滞納整理システムで市税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料に関する債権を管理し、市の債権の徴収業務を行っているが、債権の適正管理について全庁的に取り組むこととなった。

このため、平成28年10月に「市債権管理適正化に関する基本方針」を定め、各課の総合調整役として、債権整理・回収の統一的な考えや基準を定める「債権管理室」を平成29年4月に設置し、市の債権を適正に一元管理し、収納率の向上に取り組んでいる。その一環として、債権を一元管理できるよう電算システムの導入を検討している。

本業務は、今後、本市が債務者との折衝や催告、実態調査、滞納処分等の徴収業務を行うにあたり、市が有する公債権や私債権など各債権を適正に一元管理し、滞納処分に係る徹底した債権調査や分割納付処理等きめ細やかな対応を公平かつ適正に行うため、新たに債権管理システムを構築することにより、収納率の向上・事務処理の効率化を実現することを目的とする。

## 2. 業務概要

### 2.1. 業務名

「津山市債権管理システム構築・保守業務」（以下、本業務という。）

### 2.2. 業務内容

本業務の範囲は、債権管理システム構築・保守に係る次の範囲とする。

なお、詳細については、別紙「津山市債権管理システム構築・保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

- ① 事業全体のプロジェクト管理
- ② システム及びクラウド基盤構築
- ③ システム稼動前準備支援
- ④ システム稼動後運用支援

### 2.3. 業務実施期間

システム準備期間：契約締結日から平成30年9月30日まで

（平成30年6月1日から平成30年9月30日までは仮稼動期間）

システム提供期間：平成30年10月1日から平成35年9月30日

### 2.4. システム利用料の費用

提案見積限度額は、55,000,000円（税込）とする。

（システム提供期間の5年間は長期継続契約とする。）

（システム利用料の支払いは、平成30年10月1日からとする。）

（システムの構築業務並びにハードウェア・ソフトウェアの使用及び保守を包括する利用契約とする。なお、システム構築に係る費用も利用料に含めることとする。）

（既存システムとの連携等に係る費用も上記費用に含むこととする。）

### 3. 調達内容について

#### 3.1. 調達方法

公募型プロポーザル方式

#### 3.2. スケジュール

	手続	日程
1	募集の公示	平成29年10月2日～10月20日
2	募集に関する質問受付	平成29年10月2日～10月10日 午後5時
3	募集に関する質問回答予定	平成29年10月16日
4	参加申込書提出期限	平成29年10月20日 午後5時
5	参加資格審査結果送付	平成29年10月25日
6	企画提案書等提出期限	平成29年11月13日 午後5時
7	プレゼンテーション	平成29年11月30日
8	選定結果通知	平成29年12月8日

※ 日程については、都合により変更する場合がある。

### 4. 参加資格について

企画参加者は以下の条件を全て満たすこと。

また、参加資格確認後において、資格要件を満たさなくなった場合は、参加資格及び契約交渉権を取り消す。

#### 4.1. 参加資格要件

- ① 平成29・30年度津山市指定業者登録名簿（物品・役務）に市内事業者又は市外事業者として登録されている事業者であること。
- ② 債権管理又はその税収納支援システム等について他の地方自治体へ導入の実績があること。
- ③ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年施行令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ⑤ 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成25年津山市告示第85号）に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けていないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑦ 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

- ⑧ 国税及び津山市税を滞納している者でないこと。
- ⑨ 資格、認証  
企画提案者は以下に示す資格及び認証のいずれかを取得していること。  
【 ISMS 認証 / ISO/IEC27001 / プライバシーマーク 】

## 5. 参加申込・参加資格確認について

以下の募集要項及び仕様書に基づき、参加申込を行うこと。参加資格を満たしていることを確認し、参加の可否を通知する。

### 5.1. 参加申込時の提出資料

参加申込時に提出する書類は、以下の5点とする。

- ① (様式第1号) 参加表明書兼応募資格審査申請書
- ② (様式第2号) 導入実績記載書
- ③ (様式第3号) 企画提案事業者会社概要
- ④ 租税 (国税、津山市税 (津山市に課税されている場合) ) の納税証明書  
※納税証明書は平成29年10月2日以降に取得したもの
- ⑤ ISMS 認証/ISO/IEC 27001/プライバシーマークいずれかの取得証明書

### 5.2. 参加申込方法

「4. 参加資格」を満たし、参加申込書を提出しようとする者は、平成29年10月20日 (金) 午後5時までに、①～⑤の書類を「16 提出先・問い合わせ窓口」へ持参または郵送により提出すること。電子メール、FAXによる提出は受け付けない。

### 5.3. 参加資格確認結果

郵送にて、平成29年10月25日 (水) までに参加の可否を送付する。

## 6. 質疑について

募集要項に対して質問がある場合には、次の方法により行うこと。

### 6.1. 受付期限

平成29年10月2日 (月) ～10月10日 (火) 午後5時必着とする。

### 6.2. 受付方法

様式4「質問書」に記入し、FAXにて送付すること。

FAX番号：0868-32-2151

## 7. 質疑回答について

質問に対しては、以下に従って回答する。

### 7.1. 回答日

平成29年10月16日 (月) を期限に回答する。

## 7.2. 回答方法

津山市ホームページにおいて回答する。

## 8. 提出書類について

企画提案者は、以下に掲げる企画提案書類を期限までに所定の場所へ提出すること。提出書類の内容に不明な点等がある場合には、必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があるので留意すること。

### 8.1. 提出書類および提出部数

提出を依頼する書類および部数は以下の通りとする。

- ① 企画提案書（10部） ※書式等は以下「9. 企画提案書について」参照
- ② （様式第5号）詳細機能要件確認表（10部）
- ③ （様式第6号）業務実施体制表（10部）
- ④ （様式第7号）価格提案書（1部）

### 8.2. 提出方法

「16. 提出先・問い合わせ窓口」へ直接提出すること。電子メール、郵送、FAX等による提出は受け付けない。

### 8.3. 提出期限

平成29年11月13日（月）午後5時まで（時間厳守）とする。期限に遅れた場合は、原則として受理しない。

### 8.4. 留意事項

企画提案は、1社につき1提案とする。

## 9. 企画提案書について

### 9.1. 企画提案書類の規格等

提案書については、以下の要領に沿って作成すること。

- ① 提案書の形式は、A4版（縦書き・横書きは自由）・長辺綴じとする。
- ② ページ数については、特に上限を設けない。
- ③ 提案書の記述にあたっては、原則として日本語表記とし、参加者の説明がなくても理解できる内容となるように留意すること。ただし、専門用語はこの限りでないが、必要に応じ用語解説をすること。

### 9.2. 企画提案書の記載内容について

各章の記載内容については、仕様書の内容を踏まえ、以下の章立て・観点に沿って記述すること。

#### 【第1章】パッケージソフトの完成度について

・提案にあたっての基本的な考え方、導入スケジュール等について記述すること。

#### 【第2章】ネットワーク全体の構成内容・セキュリティ対策について

- ・システムの運用形態、運用回線（ネットワーク）要件、ネットワークセキュリティ要件、ネットワーク全体等に関するその他の独自提案等について記述すること。
- 【第3章】データ移行について
  - ・過去のデータ移行の可否、データ移行の具体的な方法等について記述すること。
- 【第4章】データ連携について
  - ・基幹システム等とのデータ連携の可否、基幹システム等とのデータ連携の方法、データ連携のタイミング等について記述すること。
- 【第5章】システム機能について
  - ・画面構成、操作性、帳票、展開のわかりやすさ等について記述すること。
- 【第6章】機能要件への充足度について
  - ・機能要件への充足度、その他本市にとって有効な提案等について記述すること。
- 【第7章】帳票要件への充足度について
  - ・帳票要件への充足度、その他本市にとって有効な提案等について記述すること。
- 【第8章】その他アピールポイントについて
  - ・本市の債権管理事務全般の向上につながる提案等PRしたい内容について記述すること。それに係るコスト・実現までの期間等についても記載すること。（本業務と関連性のあるものに限る。）
- 【第9章】導入実績について
  - ・債権管理システム（滞納整理システム）の導入実績（管理税目が変わるように）等について記述すること。（国民健康保険税については、国民健康保険料として記載すること。）
- 【第10章】導入体制・研修について
  - ・準備に携わる人員（役割）や期間等について記述すること。
  - ・研修計画、マニュアル整備等について記述すること。
- 【第11章】データセンターの要件、セキュリティ対策について
  - ・データセンターの要件、セキュリティ対策、災害時の対応等について記述すること。
- 【第12章】システムの運用保守体制について
  - ・導入後のサポート体制、導入後のサポート対応、問題発生時のサポート内容・範囲、本市の職員の負担を軽減する為の取り組み等について記述すること。

## 10. 評価の実施方法

評価については、「津山市債権管理システム構築・運用事業者選定審査委員会」において別紙「評価基準」に基づいて行う。

### 10.1. プレゼンテーション

提案内容に関するプレゼンテーションを、平成29年11月30日（木）に津山市役所議会棟第1委員会室にて実施する。

プレゼンテーションにおいては、提案内容の説明および審査委員による質疑を行うものとする。

#### ① 提案時間

企画提案書の記載内容のうち特にポイントとなる部分についての説明  
（最長40分）

質疑応答（15分程度、ただし状況により延長する可能性あり）

#### ② 参加人数

1 企画提案者につき最大 6 名

③ 環境について

会場、プロジェクター、スクリーンについては本市で用意する。その他必要なものがあれば企画提案者側で用意すること。

## 1 1. 選定結果の通知

最終審査の結果については、以下のとおりプレゼンテーション審査を受けた者に対して通知する。

### 11.1. 通知方法

最終審査の結果は書面により通知する。

### 11.2. 通知時期

平成 29 年 12 月 8 日（金）予定

なお、提案採用者として決定されなかった者が、その理由の説明を求めることのできる期間は、通知を受けてから 7 日以内とする。

### 11.3. 選定方法

評価基準に基づき採点をした合計点数が最大得点を獲得した者を採用する。ただし、同点の者が複数となった場合は、くじ引きにより決するものとする。

## 1 2. 情報公開

最終審査の結果については、津山市ホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

- ① 提案採用者（提案採用者以外の者は仮名で公表する）
- ② 評価順位及び点数
- ③ 見積金額

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、津山市情報公開条例第 7 条第 3 号の規定（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとする。

## 1 3. 契約方法

- ① 選定された提案採用者は、提出された企画提案書、様式 7「価格提案書」を踏まえ、本市と協議を行い、協議が整った場合に、予定価格の範囲内で、本市と契約を締結することとする。
- ② 契約金額の算定根拠となる見積経費内訳（任意様式）を提出すること。
- ③ 協議においては、提出された企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。
- ④ 仕様書に記載のある必須事項及び企画提案書に記載された事項が履行できなかったときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行う場合がある。
- ⑤ 提案採用者が辞退、または特別な理由（提出書類または提案内容に虚偽がある

ことが判明した場合など)により契約締結できない場合は、提案採用次点者と契約交渉をする。

#### 1 4. 失格条件

審査結果の決定日までに、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出書類の不備や虚偽の記載があった場合
- ② 企画提案書等の内容が仕様書に示している必須要件を満たしていない場合
- ③ 本市が定める提出書類等を期限までに提出しなかった場合
- ④ 本件プロポーザル審査の公平性に影響を与える工作等、不正な行為があったと認められた場合

#### 1 5. その他留意事項

- ① 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ② 提案のための費用は、企画提案者の負担とする。
- ③ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ④ 本プロポーザルに係る情報の公開が求められた場合は、「津山市情報公開条例」に基づき処理する。
- ⑤ 債権管理システムは受託者が構築するものとする。本市が承認した設計書等との不一致、または、不具合が検収完了後に発見された場合は、協議の上、受託者は無償で是正処置を行うこととする。なお、瑕疵担保期間は、検収完了後1ヵ年とする。
- ⑥ 本調達で作成された成果物に対する知的所有権に関わる事項については、本市及び受託事業者との間で別途協議とする。
- ⑦ 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- ⑧ プレゼンテーションへの参加者が1社の場合においても、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該参加者を契約の相手方として選定する。

#### 1 6. 提出先・問い合わせ窓口

〒708-8501 岡山県津山市山北 520  
津山市役所  
担当：財政部債権管理室 正躰（しょうたい）  
Tel：0868-32-2060  
Fax：0868-32-2151